

事業者の皆さんへ
 「高知県営業時間短縮要
 請対応臨時給付金」の申
 請なごじつじつ

新型コロナウイルスによる感染

が拡大していることを受けて、高
 知県では、昨年12月14日に、事業
 者の皆さんに施設の営業時間短縮
 のご協力をお願いしたところです。

この要請に伴い、事業活動に大
 きな影響を受けている皆さんに対
 して、「高知県営業時間短縮要請
 対応臨時給付金」を支給すること
 となりました。

◆給付額

令和2年12月の事業収入(売上)
 における対前年同月比での減少額
 ただし、法人においては40万円、
 個人事業主においては20万円を上
 限とします。

◆申請要件

1 県内に事業所(個人の場合は
 住居又は事業所)を有し、事
 業を営んでいる事業者(県外
 に本社がある事業者を含む。
 以下同じ)で、中堅企業、中
 小企業その他の法人等及びフ
 リーランスを含む個人事業者
 であること。

2 営業時間短縮の要請(令和2

年12月16日から令和3年1月
 11日)に伴い、営業時間を短
 縮した飲食店等と直接・間接
 の取引があること、または営
 業時間短縮要請等に伴う外出・
 移動の自粛により直接的・間
 接的な影響を受けたこと。

3 令和2年12月の事業収入(売

上)が、前年同月比で30%以
 上減少していること。

4 営業時間短縮の要請の対象事

業者ではないこと。

◆申請書類の入手方法・場所

・高知県庁のホームページから印
 刷またはダウンロード
 ・高知県庁本庁舎1階ロビー内
 ・県の合同庁舎および県税事務所
 ・佐賀支所海洋森林課商工係およ
 び本庁産業推進室産業推進係

◆申請書類の受付期間

4月9日(金)まで

◆申請受付方法

次の方法で、申請を受け付けま
 す。

①郵送による受付

申請書類を次の宛先へ郵送して
 ください。なお、簡易書留など郵
 便物の追跡ができる方法で郵送し
 てください。

○宛先

〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

高知県庁「高知県営業時間短縮
 要請対応臨時給付金 申請受付
 係」

※切手を貼付のうえ、申請者の住
 所および氏名を必ずご記入くだ
 さい。

※送料は申請者側でご負担をお願
 いします。

②オンラインによる受付

準備が整いましたら、高知県庁
 のホームページでお知らせします。

○お問い合わせ

高知県営業時間短縮要請対応臨
 時給付金 申請手続相談窓口(コ
 ールセンター)
 ☎088-823-9875

受付時間 午前9時から午後5
 時まで

※土日、祝日も開設しています。

【県庁ホームページ】

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/fansyuku_rinjikyufukin.html

心配ごと・困りごと、人権・
 行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会
 相談員、人権擁護委員、行政相談
 委員などが受ける相談所を開きま
 す。皆さんの心の負担が少しでも
 軽くなればと考えています。家庭
 での心配ごと、地域でのめぐと、
 人権侵害や行政に関する相談など、
 ひとりで悩まず気軽に相談くだ
 さい。相談の秘密は必ず守り、料
 金は無料です。安心してお越し
 ください(予約不要)。

◆開催日時・場所

・4月6日(火)

午前10時～正午

午後1時30分～3時30分

黒潮町総合センター(佐賀庁舎前)

○お問い合わせ

佐賀支所地域住民課人権啓発係

☎55-3113

